

鳥取市自家用有償バス条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月25日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第6号

鳥取市自家用有償バス条例の一部を改正する条例

鳥取市自家用有償バス条例（平成18年鳥取市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表絹見線の項及び長和瀬線の項を削り、同表に次のように加える。

日置線	青谷町総合支所	青谷駅、青谷町大坪、青谷町山根	青谷町小畑上
勝部線	青谷町総合支所	青谷駅、青谷町亀尻、青谷町紙屋	青谷町桑原上
長和瀬絹見循環線	青谷駅	青谷町長和瀬、青谷町絹見	青谷駅

第2条第2項を次のように改める。

- 2 自家用有償バスの運行日は、1月4日から12月28日までの日とする。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（これらの日のうち、児童の公共交通機関の確保を理由とする小学校からの要請がある日及び市長が特に必要と認める日を除く。）を除く。

第6条第5号中「第7条」を「第44条の9」に改める。

別表第1備考を次のように改める。

備考 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその介護人
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその介護人

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。